

○三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

平成二十年十月二十四日三重県条例第四十一号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例をここに公布します。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者等の義務(第七条—第十四条)

第二節 土地所有者等の義務(第十五条—第十八条)

第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮(第十九条—第三十四条)

第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化(第三十五条・第三十六条)

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理(第三十七条—第三十九条)

第四章 雑則(第四十条—第四十二条)

第五章 罰則(第四十三条—第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。

二 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

三 工場等 産業廃棄物を生じる工場又は事業場をいう。

四 解体作業現場等 工作物の解体、改築又は新築に伴い産業廃棄物を生じる作業現場をいう。

五 不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない処理をいう。

六 不適正な処分 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分をいう。

七 産業廃棄物の処理施設 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 法第十四条第一項及び法第十四条の四第一項の規定による許可を受けようとする者及び受け手が、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うための産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設又は場所

ロ 法第十四条第六項及び法第十四条の四第六項の規定による許可を受けようとする者及び受け手が、産業廃棄物の処分を業として行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設

八 関係地域 産業廃棄物の処理施設の設置又は規則で定める変更(以下「設置等」という。)により生活環境に影響が生じるおそれがある地域として規則で定める地域をいう。

九 関係住民等 次の掲げるものをいう。

イ 事業計画地(産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする土地をいう。以下この号において同じ。)及び事業計画地の敷地境界からおおむね二十メートル以内の土地所有者及び現に土地使用権原を有する者

ロ 関係地域内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者

ハ その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者

一部改正〔令和二年条例二二号〕

(県の責務)

第三条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理を委託する場合においては、当該産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者の責務)

第五条 産業廃棄物処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けた場合は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 産業廃棄物処理業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、その所有地等の適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者等の義務

(処分を委託する場合の確認等)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者(法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。)に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

(産業廃棄物の保管場所に係る届出)

第八条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所(工場等又は解体作業現場等をいう。)以外の場所(県の区域内に限る。)で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所(以下この条において「保管場所」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 産業廃棄物の種類及び数量

四 産業廃棄物の保管の方法

五 保管場所の使用開始予定年月日

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

一 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。

二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において産業廃棄物の保管をするとき。

三 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。

四 規則で定める一時的な保管をするとき。

五 特別措置法第八条(特別措置法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十七項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。

七 法第十二条第三項及び第四項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。

八 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管するとき。

3 第一項の規定による届出をした事業者は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成二三年条例一七号・令和二年二二号〕

(県内搬入に係る届出)

第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の十一第二号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であって、その許可の有効期間(法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。)において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第九条

の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていない者に限る。)に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が千トン未満又は千立方メートル未満の場合

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号トに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの(以下「指定特別管理産業廃棄物」という。)を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、この限りでない。

一部改正〔令和二年条例二二号〕

(県内搬入に係る変更の届出)

- 第十条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第二項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の二十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(勧告及び公表)

- 第十一条 知事は、第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、県外排出事業者が第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

- 第十二条 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。
- 2 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出を行った県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。
- 5 知事は、第三項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、県外排出事業者が第三項の規定による報告を行わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等)

- 第十三条 対象解体工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第二条第三項第一号の解体工事(以下この条において単に「解体工事」という。)であって、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)の元請業者(同法第二条第十項の元請業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、当該対象解体工事の発注者(同法第二条第十項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。
- 2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。
- 3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかに

その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

追加〔令和二年条例二二二〕

(勧告及び公表)

第十四条 知事は、対象解体工事の元請業者が前条第一項又は第二項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかったと認めるときは、当該元請業者に対し、同条第一項又は第二項の説明又は報告その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた対象解体工事の元請業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔令和二年条例二二二〕

第二節 土地所有者等の義務

(所有地等の使用方法等の確認)

第十五条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、当該他の者(以下「借地人等」という。)にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第十六条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第十七条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければならない。

一部改正〔平成二十三年条例一七号・令和二年二二二〕

(土地所有者等への指導)

第十八条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

追加〔令和二年条例二二二〕

第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮

一部改正〔令和二年条例二二二〕

(産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等)

第十九条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者(以下「事業計画者」という。)は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

全部改正〔令和二年条例二二二〕

(合意形成手続)

第二十条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、この節の規定による手続(以下「合意形成手続」という。)を実施し、第二十八条第一項の規定による通知を受けておかなければならない。

一 法第十四条第一項又は法第十四条の四第一項の規定による許可(積替え又は保管を行う場合のものに限り、更新に係るものを除く。)の申請を行おうとする場合

二 法第十四条第六項又は法第十四条の四第六項の規定による許可(更新に係るものを除く。)の申請を行おうとする場合

三 法第十四条の二第一項又は法第十四条の五第一項の規定による許可(収集又は運搬に係るものにあつては、積替え又は保管を行う場合のものに限る。)の申請を行おうとする場合

四 法第十四条の二第三項又は法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出に係る変更を行おうとする場合

五 法第十五条第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合

六 法第十五条の二の六第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合

七 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出に係る軽微な変更を行おうとする場合

2 事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受けた日から二年を経過した場合において前項各号の申請又は変更を行っていないときは、当該通知に係る合意形成手続は実施されていないものとみなし、当該通知は、その効力を失う。

追加〔令和二年条例二二二〕

(事業計画書の提出)

第二十一条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的
 - 三 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所
 - 四 産業廃棄物の処理施設の種類
 - 五 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 六 産業廃棄物の処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - 七 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画
 - 八 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画
 - 九 事業計画書の内容(以下「事業計画」という。)を関係住民等に周知するための説明会(以下単に「説明会」という。)の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法
 - 十 その他規則で定める事項
- 2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(次項において「生活環境影響調査結果書」という。)を添付しなければならない。
- 3 知事は、事業計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書(生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。)の写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。
- 追加[令和二年条例二二号]
(事業計画書の公告及び縦覧)
- 第二十二條 事業計画者は、事業計画書の提出を行った後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により事業計画者が縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表し、当該事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。
- 追加[令和二年条例二二号]
(説明会の開催等)
- 第二十三條 事業計画者は、前条第一項の縦覧を開始した日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、説明会を開催しなければならない。
- 2 事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。
- 追加[令和二年条例二二号]
(事業計画書についての意見書の提出)
- 第二十四條 関係住民等は、第二十二條第一項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会(複数あるときは、その最後のもの)を開催した日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。
- 追加[令和二年条例二二号]
(見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出)
- 第二十五條 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があったときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。
- 2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。
- 追加[令和二年条例二二号]
(合意形成手続終了の報告)
- 第二十六條 事業計画者は、第二十一条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面(以下「合意形成手続終了報告書」という。)を規則で定めるところにより知事に提出することができる。
- 2 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該合意形成手続終了報告書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。
- 追加[令和二年条例二二号]
(関係行政機関の長への照会等)
- 第二十七條 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、当該合意形成手続終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長(以下この条及び次条において「関係行政機関の長」という。)に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定による通知があったときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

4 知事は、事業計画者から前項の規定による報告があったときは、速やかに、関係行政機関の長に当該報告の内容と関係法令等との適合性について確認するものとする。

追加〔令和二年条例二二号〕

（手続終了等の通知）

第二十八条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったとき（前条第二項の規定による通知をしたときは、同条第四項の規定による確認をしたとき）は、事業計画書及び合意形成手続終了報告書その他の書面に基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

一 第二十一条から前条までに規定する手続に関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとき。

二 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。

2 知事は、前項第一号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するとともに、第二十一条から前条までに規定する手続のうち再度実施する必要があると認められる手続の実施を求めるものとする。

3 知事は、第一項第二号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

4 知事は、前三項の規定による通知を行おうとするときは、必要に応じて生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

追加〔令和二年条例二二号〕

（事業計画書の変更の届出等）

第二十九条 事業計画者は、その事業計画の全部又は一部を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から前条までの規定は、前項本文の変更について準用する。この場合において、「事業計画書」とあるのは、「変更事業計画書」と読み替えるものとする。

3 第一項ただし書の軽微な変更をした事業計画者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、関係住民等にその内容の周知を図るものとする。

4 知事は、前項の規定による軽微な変更の届出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

追加〔令和二年条例二二号〕

（事業計画書の廃止の届出等）

第三十条 事業計画者は、事業計画の全てを廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

2 事業計画者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。ただし、当該事業計画者が第二十二条第一項の規定による公告を開始する日までに、前項の規定による届出を行ったときは、この限りでない。

追加〔令和二年条例二二号〕

（許可の取扱い）

第三十一条 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第七条第五項第四号トに該当するものと判断することができる。

2 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第二項の規定により準用する場合を含む。）に適合していないものと判断することができる。

追加〔令和二年条例二二号〕

（勧告及び公表）

第三十二条 知事は、事業計画者が正当な理由なくこの節に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業計画者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔令和二年条例二二号〕

（指導及び助言）

第三十三条 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、この節に規定する手続に関し、事業計画者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

追加〔令和二年条例二二号〕

（適用除外）

第三十四条 次に掲げる施設の設置等については、この節の規定は、適用しない。

一 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条

- 第一項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- 三 国、地方公共団体若しくは法第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であつて公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。
- 3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第二十条から第二十八条までの規定は、適用しない。

追加〔令和二年条例二二号〕

第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化

(産業廃棄物の処理状況の報告等)

- 第三十五条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。
- 一 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲
- 三 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名(法人にあつては、その名称)
- 四 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地
- 五 処理した産業廃棄物の種類及び数量
- 六 その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、産業廃棄物処理業者が第一項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。

一部改正〔令和二年条例二二号〕

(行政処分等の公表)

- 第三十六条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十四条の三の二第一項若しくは第二項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号(法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第十九条の五第一項(法第十七条の二第三項及び法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。)、法第十九条の六第一項、法第十九条の十一第一項又は特別措置法第十二条第一項(特別措置法第十五条において準用する場合を含む。)の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。

一 当該処分を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の処分(法第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十四条の三の二第一項及び第二項(法第十四条の六において準用する場合を含む。))並びに法第十五条の三の規定によるものを除く。)を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があつたときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成二三年条例一七号・令和二年二二号〕

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等)

- 第三十七条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者(以下「保管事業者」という。)は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。

一部改正〔令和二年条例二二号〕

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等)

- 第三十八条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければならない。

一部改正〔令和二年条例二二号〕

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)

- 第三十九条 保管事業者は、前二条の規定に該当するときは、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故時の応急の措置の状況

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のための必要な措置

三 その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出の内容を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

第四章 雑則

(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)

第四十条 知事は、法第十九条の五、法第十九条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

追加〔令和二年条例二二二〕

(報告及び検査等)

第四十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

(委任)

第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

第五章 罰則

第四十三条 第三十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をしなかった者

二 第三十五条第一項の規定による報告について、虚偽の報告をした者

三 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一部改正〔令和二年条例二二二〕

第四十五条 第八条第三項の規定による届出をしなかった者は、料料に処する。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条又は第四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔令和二年条例二二二〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例(平成十三年三重県条例第七号。以下「生活環境保全条例」という。)第八十七条第一項又は第二項の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例第七条第一項又は第二項の規定に基づいてされた手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現にその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所(工場等又は解体作業現場等をいう。)以外の場所(県の区域内に限る。)で保管している事業者についての第八条第一項の規定の適用については、同項中「保管を開始する日」とあるのは「平成二十一年六月三十日」とする。

4 この条例の施行前に生活環境保全条例第八十八条第一項の規定によりされた届出は、この条例第九条第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなし、生活環境保全条例第八十九条の規定によりされた届出は、この条例第十条第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、この条例第十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

5 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十条第一項の規定によりされた勧告は、この条例第十一条第一項の規定によりされた勧告とみなし、生活環境保全条例第九十条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十一条第二項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

6 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十五条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十七条の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

7 第十九条第一項の規定は、この条例の施行前に知事がした処分については適用しない。

8 この条例の施行前に生活環境保全条例第一百四十一条の規定によりされた手続その他の行為(同条例第八十八条に規定する届出がなされた県外排出事業者に係るものに限る。)は、この条例第二十三条第一項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二十三年三月二十三日三重県条例第十七号)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和二年三月二十四日三重県条例第二十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第八条第二項の改正規定、第九条第二項の改正規定(「同号へ」を「同号ト」に改める部分に限る。)並びに第十九条の改正規定及び同条を第三十六条とする改正規定(「第十九条」を「第三十六条」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る解体工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第三項第一号の解体工事をいう。)については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(次項において「新条例」という。)第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際産業廃棄物の処理施設の設置等について規則で定める手続を既に開始している場合において、当該手続を終了したと認められるときは、当該産業廃棄物の処理施設の設置等について新条例第二章第三節の規定は、適用しない。